

屋上広告物・壁面広告物の区分けについて

■ 広告物の定義

- 屋上広告物はRFL（屋上階高）より上部に表示又は設置する広告物とする。
ただし、RFLを超える外壁と一体的な壁（パラペット）に表示又は設置する広告物については次のとおりとする。
 - ・ 広告物の最上端が、RFLより1mを超える場合は、屋上広告物（※④のケース）
 - ・ 広告物の最上端が、RFLより1m以内の場合は、壁面広告物（※⑤のケース）
- 壁面広告物は建築物等の壁面に表示又は設置する広告物のうち、屋上広告物を除く広告物とする。

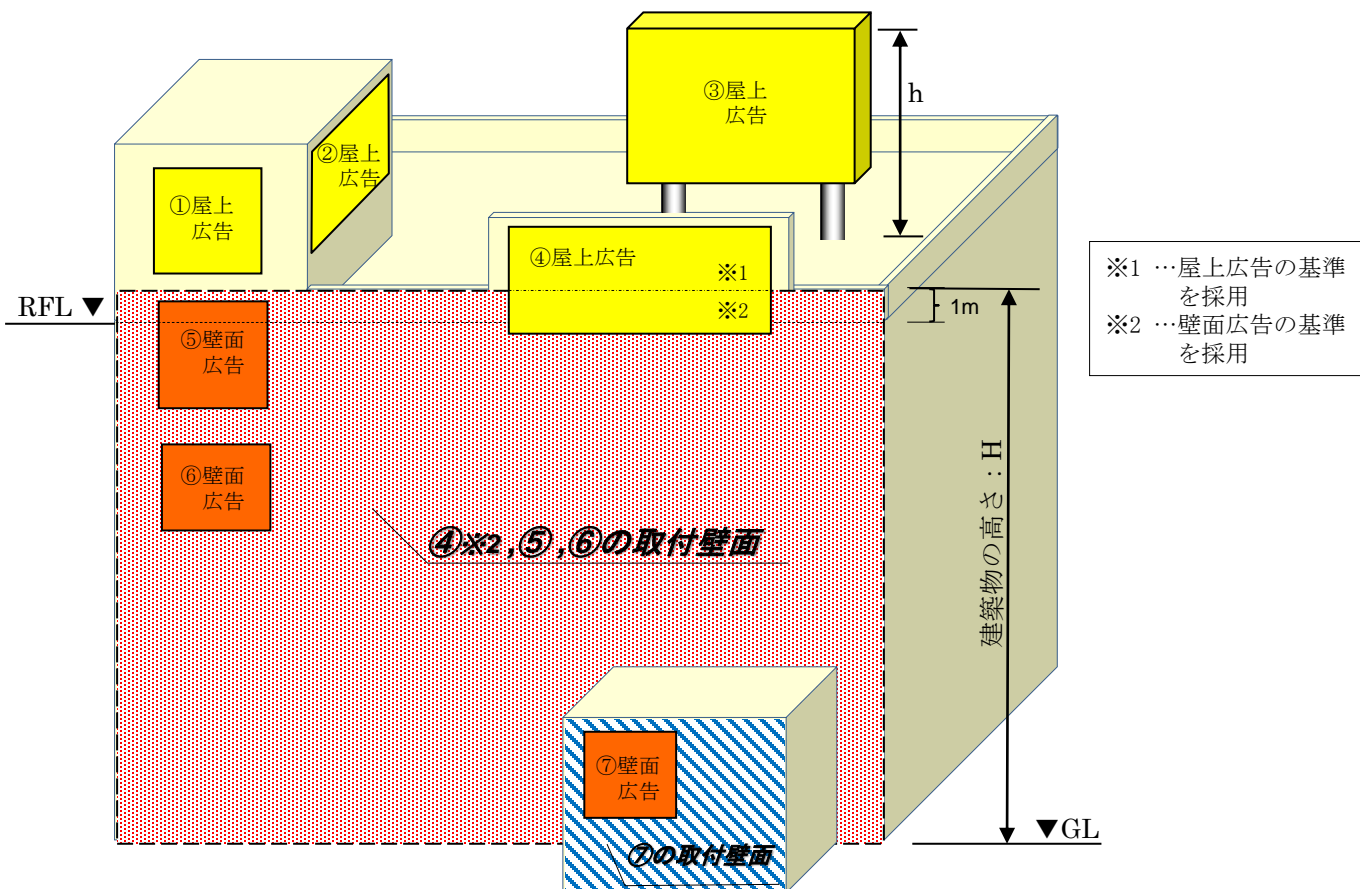
■ 屋上広告物の基本的な取扱い・留意事項

- 面積：表示面（看板等の掲出物件がある場合は表示に要する枠も含む）の大きさ。長方形で算出。
1表示面は、1表示方向への表示面とする（1表示方向への表示面が2以上からなる場合は、それらの合計。（例）1表示面=①+③+④※1）。
- 範囲：縦（広告物の鉛直方向の長さ h）⇒当該RFLから広告物最上端までの長さとする。
建築物の高さ（H）に基づく基準等あり。
横⇒建築物の幅の範囲内。

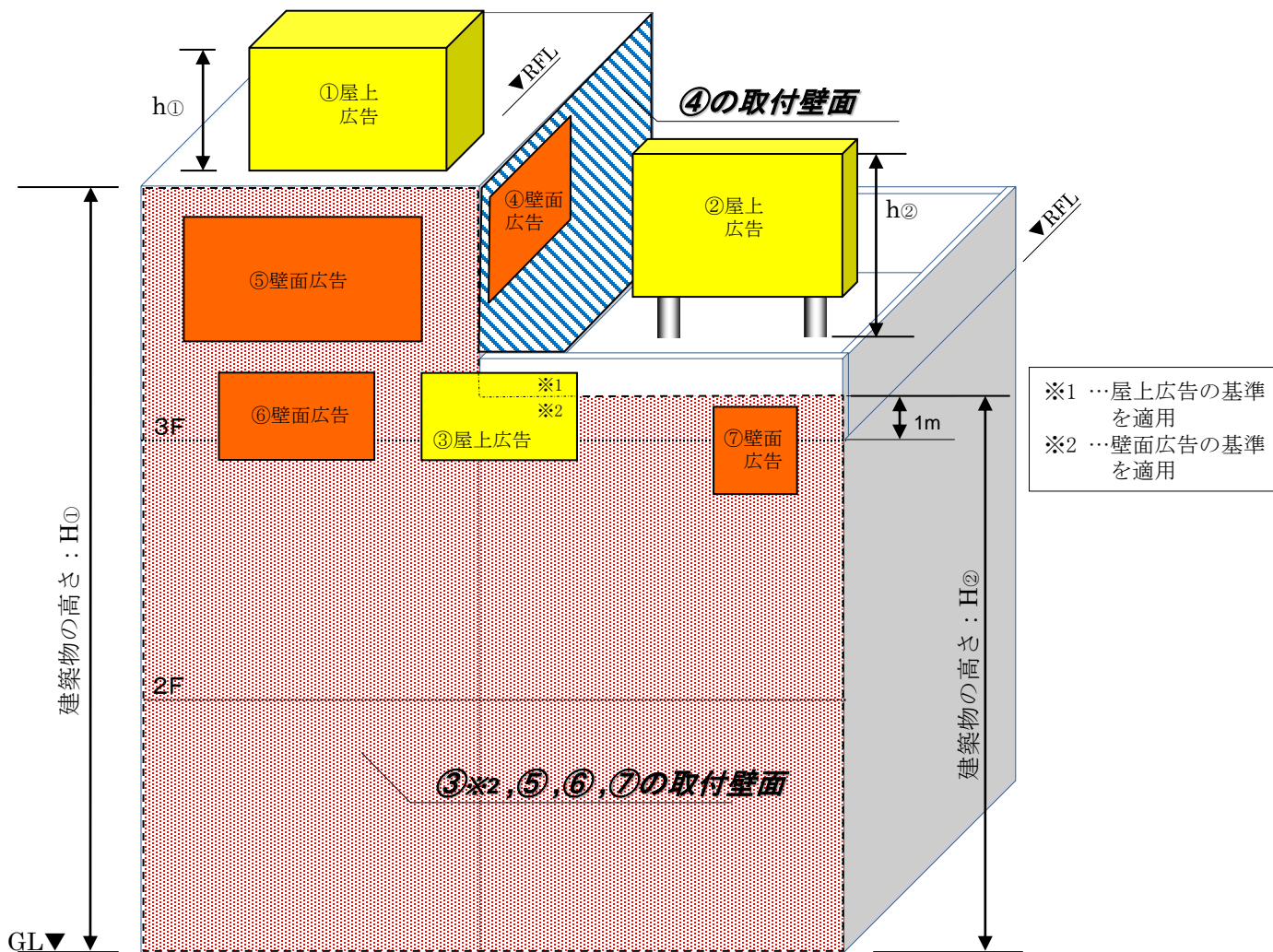
■ 壁面広告物の基本的な取扱い・留意事項

- 面積：取付壁面ごとに算出（※僅かな凹凸の場合は一壁面とみることができる）。
- 範囲：縦・横ともに、壁面の範囲内とする。

【屋上突出部（PH）の水平投影面積が建築面積の1/8以下の場合（屋内用途の有無によらない）】



【屋上突出部（PH）の水平投影面積が建築面積の1/8を超える場合】



ORFLが異なる建築物の屋上広告物の取扱い

- ・ 建築物の高さは当該階の最高高さ（H①、H②）とする。
- ・ 各広告物の高さ（縦の長さ）は広告物が掲出されている建築物のRFLから広告物最上端までとする。（h①、h②）
- ・ RFLから1mを超えるパラペットに跨って掲出する場合は、屋上広告物とする。